

平成二十六年六月十三日受領
答弁第二〇〇号

内閣衆質一八六第二〇〇号

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員大西健介君提出医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処
分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中

止処分に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、お答えすることを差し控えたい。